

第 6 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 9 年 1 2 月 6 日 提出

件数 2 8 件

【内訳】議案 2 8 件（条例関係 9 件、補正予算関係 9 件、その他 1 0 件）

議案の要旨

条例関係

議案第 114 号	南相馬市職員の退職手当に関する条例並びに南相馬市水道事業及び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------	---

【趣旨】

雇用保険法等の改正に伴い、雇用保険法に準拠している失業者の退職手当に関し、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

以下、南相馬市職員の退職手当に関する条例を「退職条例」、南相馬市水道事業及び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を「水道等条例」という。

1 改正の概要

(1) 失業等給付の給付内容の改正に伴う整理

雇用保険法の改正において、雇用保険（失業等給付）の給付内容が改正されたことから、雇用保険法に準拠している失業者の退職手当 について改正するもの。

失業者の退職手当とは、雇用保険法の適用がない市職員については雇用保険法による失業等給付と同程度のものを保障するために設けられている制度。

対象となる者は、勤続期間の短い方などで、退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法による失業等給付相当額に満たず、かつ、退職して求職活動する場合にはその差額相当を支給するもの。

個別延長給付の新設（退職条例第 1 1 条第 1 0 項関係、水道等条例第 1 7 条第 1 2 項関係）

障がい等により就職が困難な者又は災害の被害を受けたため離職した者に対し、基本手当を 6 0 日延長して支給する個別延長給付を新設するもの。

地域延長給付の時限措置（退職条例附則第 1 1 項関係、水道等条例附則第 2 項関係）

雇用情勢が厳しい地域に居住する者で、公共職業安定所長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者に対し、給付

日数を60日延長する暫定措置を5年間（平成33年度末まで）暫定措置するもの。

移転費の支給対象とする者の追加（退職条例第11条第11項関係、水道等条例第17条第13項関係）

移転費に相当する退職手当の支給対象に、「特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、住所又は居所を変更する者」を追加するもの。

移転費とは、紹介された職業に就くため、又は指示された公共職業訓練等を受けるため住所・居所を変更する場合に要する交通費等をいう。

2 施行日 公布の日

議案第115号	南相馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
----------------	---

【趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業期間の延長等を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

（1）地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正

非常勤の育児休業期間が最長2歳に達するまで取得可能の追加（第2条の4・第3条関係）

非常勤職員の育児休業期間について、当該職員の子が1歳6か月時点において、育児休業中であり、保育所等に入所できないなどの場合、育児休業期間を2歳まで延長可能とするもの。

育児休業の再取得の追加（第4条）

保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合、育児休業を再取得できるもの。

（2）児童福祉法の一部改正に伴う改正（第2条の2関係）

児童福祉法第6条の4において、新たに法定化された養子縁組里親が定義されたことを受け、文言を整理するもの。

2 施行日 公布の日

議案第 116 号	南相馬市立病院看護職員の平成 29 年度特殊勤務手当の特例に関する条例制定について
-----------	---

【趣旨】

福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員	第 2 条 ～ 第 4 条	<p>【看護体制強化支援手当】</p> <p>支給額 年 26 万 6,000 円の範囲内で市長が定める額</p> <p>支給対象職員</p> <p>平成 30 年 3 月 31 日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」という。）</p> <p>【ふるさと就職支援手当】</p> <p>支給額 勤務 1 月につき 7 万 1,300 円</p> <p>支給対象職員</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日以降に新たに採用した看護職員であって、採用した月の前の月以前に市長が別に定める地域に居住していたもの。</p> <p>（支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員は対象外。）</p> <p>市長が別に定める地域</p> <p>北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県</p>

2 施行日等 公布の日（平成 29 年 4 月 1 日適用）

3 失効日 平成 30 年 3 月 31 日

議案第 117 号

南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 30 年度の固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 固定資産税

旧緊急時避難準備区域及びその他の区域（30km圏外）の土地及び家屋（第3条第3号関係）

平成29年度は、平成28年度中に除染作業が終了したことや国の地価公示価格及び県の地価調査における結果で、当該区域の地価が震災前の価格まで回復していることから、通常課税とすべきところ、激変緩和のため4分の1の減免措置としたが、平成30年度については通常課税とするもの。

原子力災害による 避難区域等	平成29年度	平成30年度
旧緊急時避難準備区域	4分の1減免	通常課税
その他の区域 (30km圏外)		

平成28年7月12日に解除となった避難指示区域内の土地及び家屋（第3条第4号関係）

この区域は、地方税法により解除後3年間は2分の1の減額課税となる。

平成30年度の市単独の減免措置については、20km圏外の区域において3年間2分の1減額課税を適用したこととの公平性の観点から減免措置を終了とすべきところ、激変緩和のため4分の1の減免措置とし、合わせて4分の3減免とするもの。

原子力災害による 避難区域等	平成29年度		平成30年度	
平成28年7月12日に 解除となった旧避難指示 区域内	2分の1減 額（地方税 法）	全額減免	2分の1 減額（地方 税法）	4分の3 減免
	2分の1減 免（市税減 免条例）		4分の1 減免（市税 減免条例）	

旧特定避難勧奨地点の土地及び家屋（第3条第3号・7号関係）

特定避難勧奨地点の指定は、平成23年7月21日、8月3日及び11月25日にされ、平成26年12月28日に指定が解除された。

当該地区については、地方税法における避難指示区域に対する減額措置に相当する指定解除後3年間（平成27年度から平成29年度まで）減免措置を行ってきたが、3年間を経過することから、通常課税とするもの。

世帯全員の避難の有無	平成29年度	平成30年度
有	4分の3減免	通常課税
無	4分の1減免	通常課税

償却資産（第3条第11号関係）

一時的に稼働を停止している償却資産については、事業の用に供する目的で所有され、事業の用に供することが出来る資産であれば課税客体となるが、避難指示区域設定のために稼働を停止している償却資産については、減免を実施している。平成28年度に避難指示区域が解除されたが、償却資産の除去などには費用や時間を要することから、平成30年度は2分の1減免とするもの。

原子力災害による避難区域等	使用又は使用見込み	平成29年度	平成30年度
旧居住困難区域及び旧避難指示解除準備区域	なし	減免	2分の1減免

（2）軽自動車税（第5条関係）

帰還困難区域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税については減免としていた。対象車が平成28年度に廃車したことから減免措置を終了するもの。

要件	対象車両	平成29年度	平成30年度
賦課期日時点で帰還困難区域内に放置	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車 	減免	減免措置終了

2 施行日 公布の日

議案第 118 号	南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
------------------	---

【趣旨】

平成 30 年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

平成 30 年度の津波被災区域における固定資産税については、海岸防災林や県道等の復旧が完了していない状況から、平成 29 年度に引き続き、全額減免又は使用等が認められる場合は 2 年間 2 分の 1 減免を継続するもの。

区 部	平成 29 年度	平成 30 年度
津波により家屋が滅失し、又は損壊した区域及び土砂の流入等により従前の使用ができなくなった土地又は家屋（第 4 条第 7 項関係）	全額免除	全額免除
復旧し使用可能となった土地又は家屋（第 4 条第 8 項関係）	2 分の 1 減免	2 分の 1 減免

2 施行日 公布の日

議案第 119 号	南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
------------------	--

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、受給資格者等の確認に関する事項を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 制度改正の趣旨

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、子どものための教育・保育給付の認定を行ったときに交付する支給認定証は、全保護者に配付していたが、発行などの事務負担や教育・保育終了後の保護者からの回収などの負担を軽減するため、保護者からの申請があった場合にのみに交付し、申請しない場合は支給認定証に係る事項を記載した通知書を保護者に送付するもの（支給認定証の任意交付化）とされた。

(2) 条例改正の内容(第8条関係)

支給認定証の任意交付化に伴い、特定教育・保育施設は、保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定証により支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとし、支給認定証が交付されていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により確認することを規定するもの。

2 施行日 公布の日

議案第120号 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、低所得者世帯等の利用者負担額の軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 国基準の改正内容

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担(月額)の上限額に係る特例措置を拡充する改正が行われた。

市町村民税非課税世帯の第2子を無料化

平成29年度(国基準)	平成28年度(国基準)
0円	・1号認定子ども1,500円 ・2号認定子ども3,000円 ・3号認定子ども4,500円

年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

(ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置)

ア 1号認定子ども(幼稚園利用者)

平成29年度(国基準)	平成28年度(国基準)
第3階層 3,000円	第3階層 7,550円

イ 2号認定子ども(3歳以上保育園利用者・保育標準時間)

平成29年度(国基準)	平成28年度(国基準)
第3階層 6,000円	第3階層 7,550円
第4階層の一部 6,000円	第4階層の一部 13,500円

ウ 3号認定子ども（3歳未満保育園利用者・保育標準時間）

平成29年度（国基準）		←	平成28年度（国基準）	
第3階層	9,000円		第3階層	9,250円
第4階層の一部	9,000円		第4階層の一部	15,000円

年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

その他の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）の保護者負担軽減措置（1号認定子ども（幼稚園利用者））

平成29年度（国基準）		←	平成28年度（国基準）	
第3階層 第1子	14,100円		第3階層 第1子	16,100円
第2子	7,050円		第2子	8,050円

（2）本市の改正内容

国基準の改正を受け、要保護世帯（ひとり親世帯や障がい者世帯）の幼稚園利用者の第4階層から第6階層まで及び保育園利用者の第3階層から第6階層までの利用者負担額（月額）を改正するもの。

（国基準改正の「市町村民税非課税世帯の第2子を無料化」は既に実施済みであること、「その他の世帯の保護者負担軽減措置」は、既に市の負担額が改正後の国基準を大幅に下回っているため改正は行わないもの。）

【教育標準時間認定（1号認定（要保護世帯の利用者負担額））】

階層区分（所得割課税額）	要保護世帯の利用者負担額（月額）	
	改正後	改正前
第2階層（市民税非課税世帯）	0円	0円
第3階層（均等割額のみ世帯）	0円	0円
第4階層（40,000円以下）	1,000円	1,750円
第5階層（40,001円以上60,000円以下）	2,000円	2,900円
第6階層（60,001円以上77,101円未満）	3,000円	4,000円

【保育認定（3歳児以上・2号認定）】

階層区分 （所得割課税額）		利用者負担額（月額）			
		改正後		改正前	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	均等割額世帯	3,000円	2,900円	4,050円	3,950円
第4階層	（48,600円未満）	3,600円	3,500円	5,600円	5,500円
	（48,600円以上）	4,000円	3,900円	6,100円	6,000円

	61,000 円未満)				
第 5 階層	(61,000 円以上 73,000 円未満)	5,000 円	4,850 円	8,750 円	8,600 円
第 6 階層	(73,000 円以上 77,101 円未満)	6,000 円	5,800 円	10,800 円	10,600 円

【保育認定（3歳児未満・3号認定）】

階層区分 (所得割課税額)		利用者負担額(月額)			
		改正後		改正前	
		保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間
第 2 階層	非課税世帯	0	0	0	0
第 3 階層	均等割額世帯	4,500 円	4,350 円	6,200 円	6,050 円
第 4 階層	(48,600 円未満)	5,500 円	5,350 円	7,300 円	7,150 円
	(48,600 円以上 61,000 円未満)	6,000 円	5,850 円	7,800 円	7,650 円
第 5 階層	(61,000 円以上 73,000 円未満)	8,000 円	7,800 円	10,650 円	10,450 円
第 6 階層	(73,000 円以上 77,101 円未満)	9,000 円	8,750 円	12,000 円	11,750 円

2 施行日 公布の日(平成29年4月1日適用)

議案第 121 号 南相馬市野馬追通り銘醸館条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

野馬追通り銘醸館の蔵に空調設備を整備することに伴い、空調設備の利用料金を定めるため、必要な改正をするもの。

【主要内容】

1 改正の概要

利用者の利便性を図るため、現在、野馬追通り銘醸館の蔵(蔵1・蔵2)に空調設備の整備を行っていることから、新たに空調設備の利用料金を定めるもの。

区 分	利用料金
空調設備 蔵 1	1 時間 1 0 0 円
空調設備 蔵 2	1 時間 3 0 0 円

2 施行日 平成30年4月1日

【趣旨】

市立病院改革プランの方針に基づき、小高病院と総合病院の再編を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 市立病院改革プラン

市立病院改革プランは、平成27年3月総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ策定。市立病院改革プランにおける市立病院の担う役割は次のとおり。

区分	担うべき役割	取組方針
総合病院	地域の基幹病院として、必要な医療機能・体制の充実を図る。	新たな病院経営の再構築 救急医療の受入れ体制の強化 公立病院として担うべき診療科の増設と 病床機能・形態の確保
小高病院	総合病院の附属診療所として、住民に安心を提供する。	診療所としての経営基盤の確立 全病床を総合病院へ移行することで、外来診療と在宅診療へ特化 専門医療（総合病院）との連携強化

(2) 再編内容

市立病院は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、医療従事者の確保が困難な状況にあるなど厳しい経営環境にある。

限られた医療資源を有用し、地域医療を安定的かつ継続的に提供していくため、市立病院の機能を再編するもの。

小高診療所への再編

小高病院を総合病院の附属診療所として再編するもの。

(小高病院の名称を次のとおり改正するもの。)

改正後	改正前
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市立小高病院

診療科目の再編

総合病院の診療科目は現行のまま。小高診療所は内科と外科の診療を行うもの。

改正後（小高診療所）	改正前（小高病院）
【診療科】内科、外科	【診療科】 内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科

病床の再編

小高病院の99床全てを総合病院に統合し、総合病院の一般病床を278床、療養病床を51床とするもの。

改正後	改正前
総合病院 ・一般病床 278床 ・療養病床 51床	総合病院 ・一般病床 170床 ・特例救急病床10床 ・特例リハビリテーション病床50床
	小高病院 ・一般病床 48床 ・療養病床 51床

(3) 改正する条例

再編に伴い、次の条例を改正するもの。

南相馬市病院事業の設置等に関する条例

南相馬市職員の給与に関する条例

南相馬市病院事業使用料及び手数料条例

南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例

2 施行日 平成30年4月1日

補正予算関係

- 議案第 123 号** 平成 29 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 124 号** 平成 29 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 125 号** 平成 29 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 126 号** 平成 29 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 127 号** 平成 29 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 128 号** 平成 29 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 129 号** 平成 29 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 130 号** 平成 29 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 131 号** 平成 29 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 132 号 字の区域の変更について

【趣旨】

原町区押釜地区における福島県復興基盤整備事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 原町区押釜地区復興基盤総合整備事業の概要

受益面積	44.8 ha
総事業費	933,000 千円
負担割合	国：77.5% 県：15% 市：7.5% 地元：0%
事業年度	平成18年度から平成30年度まで

2 字の区域の変更の概要

字界変更面積	49,199 m ²		
字界該当筆数	87筆と公有地(道路・水路)		
字界変更内訳			
編入する字名	編入される字名	該当筆数	該当面積
押釜字神田	押釜字戸鳥土	・12筆 ・公有地(道路と水路)	6,144 m ²
押釜字神田	押釜字岡谷地	・公有地(水路)	380 m ²
押釜字神田	押釜字金田	・14筆	12,746 m ²
押釜字神田	押釜字前田	・19筆 ・公有地(道路と水路)	6,891 m ²
押釜字神田	押釜字押釜	・5筆 ・公有地(道路)	1,284 m ²
押釜字神田	押釜字杉前	・24筆 ・公有地(道路と水路)	15,948 m ²
押釜字本内	押釜字神田	・9筆 ・公有地(道路と水路)	5,119 m ²
押釜字道久	押釜字杉前	・4筆 ・公有地(道路と水路)	687 m ²

議案第 133 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	小高区復興拠点施設整備事業建設建築主体工事
施工場所	南相馬市小高区本町一丁目地内外
契約の金額	798,120,000円
工期	契約締結日から平成30年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

議案第 134 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	小高区復興拠点施設整備事業建設電気設備工事
施工場所	南相馬市小高区本町一丁目地内外
契約の金額	192,240,000円
工期	契約締結日から平成30年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区本陣前二丁目114番地の2 株式会社でんきや

議案第 135 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	小高区商業施設建設工事
施工場所	南相馬市小高区上町一丁目地内
契約の金額	216,000,000円
工期	契約締結日から平成30年10月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

議案第 136 号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	南相馬市防災備蓄倉庫備蓄品（食糧品）購入
取得する動産及び数量	クラッカーほか151,385点 （購入品明細書は別紙のとおりP19）
取得金額	32,907,284円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成29年12月25日まで
取得の相手方	南相馬市原町区大町三丁目64番地 有限会社ムシャ袋屋

議案第 137 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
取得する動産及び数量	トラクタ ほか 114 台 (購入品明細書は別紙のとおり P 20 ~ P 25)
取得金額	331,394,760 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 30 年 3 月 20 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 123 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

議案第 138 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市大町地域商業施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市大町地域商業施設

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区錦町二丁目 67 番地

名称 有限会社 ニシノ

代表者の氏名 代表取締役 西野 茂樹

3 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 139 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

野馬追通り銘醸館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
野馬追通り銘醸館
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本町二丁目 5 2 番地
名称 一般社団法人 南相馬観光協会
代表者の氏名 会長 鈴木 清重
- 3 指定期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第 140 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬屋内市民プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬屋内市民プール
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地
名称 株式会社 東武 相双支店
代表者の氏名 支店長 氏家 裕綱
- 3 指定期間
平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 141 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

真野交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
真野交流センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地
名称 株式会社 東武 相双支店
代表者の氏名 支店長 氏家 裕綱
- 3 指定期間
平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第136号 財産の取得について
南相馬市防災備蓄倉庫備蓄品（食糧品）購入 明細書

品名	製品等		数量
クラッカー	株式会社ブルボン	缶入ミニクラッカー	22,416
クラッカー ・ライスクッキー (食物アレルギー対応食)	尾西食品株式会社	ライスクッキー	1,200
缶詰 ・うの花 ・ひじき	一般財団法人 ベターホーム協会	うの花炒り、ひじき	67,224
粉ミルク ・粉ミルク	森永乳業株式会社	はぐくみ 小缶	132
粉ミルク ・食物アレルギー対応食	森永乳業株式会社	MA-mi 大缶	12
粉ミルク ・哺乳瓶	相模ゴム工業株式会社	chu-bo! (チューボ)	1,200
即席麺 ・保存用ラーメン	アルファフーズ株式会社	美味しい防災ラーメン	15,000
アルファ米 ・五目ごはん	尾西食品株式会社	五目ごはん	29,900
おかゆ ・白がゆ	尾西食品株式会社	白がゆ	13,400
おかゆ ・白がゆ (食物アレルギー対応食)	尾西食品株式会社	白がゆ	800
パレット			101
計			151,385

議案第137号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書総括

用途	機種	数量
農用トラクター	トラクター	8
耕土改良・造成用機械	サブソイラー、溝堀機、表土均平機 ケンブリッジローラ	8
耕うん用機械	格子型プラウ、ロータリー	1 1
碎土整地用機械	代かきハロー、スタブルカルチ、 あぜ塗り機、バーチカルハロー	2 9
施肥・播種用機械	ブロードキャスター、マニユアスプレ ッター、ライムソワー、播種機、 施肥播種機、直播機	1 4
移植・育苗用機械	田植機	9
移植・育苗用関連機器	育苗用播種機、育苗用催芽機（器） 湛水直播用粉衣・調整関連機器等	9
栽培管理用機械	畝立マルチャー、ロータリーカルチベ ーター、法面草刈機	1 1
防除用機械	動力噴霧機	4
飼料生産用機械、施設	ヘイベーラー、ベールラッパー	2
畑作物の収穫、調整用 機械	玉ねぎ収穫機、玉ねぎ仕上げ機 玉ねぎ乾燥機	4
運搬用機械	フロントローダー、汎用トレーラー	2
その他	散水機、芝切機、選果機	3
合 計		1 1 4

議案第137号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書

機 種	型 式 等		数量
トラクター（車輪型）	株式会社クボタ	SL38HCQMAEWF8C	1
トラクター（車輪型）	株式会社クボタ	SL54HCQMAEWF8C	1
トラクター（車輪型）	株式会社クボタ	MR70QMAXUR1-P	1
トラクター（車輪型）	ヤンマー株式会社	YT470YUQR2	1
トラクター（車輪型）	井関農機株式会社	TJV883BGLWX12R	1
トラクター（半装軌型）	株式会社クボタ	MR87QMAXWUPC3	2
トラクター（半装軌型）	株式会社クボタ	MR87QMAXWUPC3P	1
サブソイラー （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	S602F	1
サブソイラー （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	H603B	1
溝堀機 （アタッチメント）	松山株式会社	RDR301T-4S	1
溝堀機 （アタッチメント）	松山株式会社	OM312E-0L	1
表土均平機 （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L3002A	1
表土均平機 （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L4002A	1
表土均平機 （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L5018A MF 用	1
ケンブリッジローラ （アタッチメント）	株式会社ビコンジャパン	K10S45	1
格子型ブラウ （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	R126CJA	1

機 種	型 式 等		数量
格子型プラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	R144AAC	2
格子型プラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	R144BAC	1
ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	MXR2410-4L	1
ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	MXR2410H-4L	1
ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	DXR2410-4L	2
ロータリー (アタッチメント)	小橋工業株式会社	FTV240T-4L	3
代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WRD4110N-4L	2
代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMD4400N-0L	1
代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMD4400N-4L	1
代かきハロー (アタッチメント)	小橋工業株式会社	TXV440T-4L	4
代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WMD5000N-4L(0L有)	1
代かきハロー (アタッチメント)	小橋工業株式会社	TXZ500T-0L	1
代かきハロー (アタッチメント)	小橋工業株式会社	TXZ560TL-4L	1
スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	C196DB	1
スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	C258DB	1
スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	C258EB	2
あぜ塗り機 (アタッチメント)	小橋工業株式会社	XRM871T-4S	1

機 種	型 式 等		数量
あぜ塗り機 (アタッチメント)	小橋工業株式会社	XRV871T-0L	2
あぜ塗り機 (アタッチメント)	小橋工業株式会社	XRV871T-4L	7
バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	V25C	2
バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	V30B	1
バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	V30C	1
ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MGC-451PN-0L	1
ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社ササキコーポ レーション	CF503D-0L	1
ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MGC1200WN	1
ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MBC1201PE	1
ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MGC1201PN	1
マニュアルプレッダー (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	TMS2090W	1
マニュアルプレッダー (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	TMS7000M	1
ライムソー (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MMS8030	1
播種機 (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	W25AA	2
施肥播種機 (アタッチメント)	アグリテクノ矢崎株式 会社	RXG-8SEA(2200)	1
水稻直播機 (アタッチメント)	株式会社クボタ	NDS-65F	1
水稻直播機 (アタッチメント)	株式会社クボタ	NDS-85F	2

機 種	型 式 等		数量
田植機	株式会社クボタ	ZP67-T5F-GS	2
田植機	株式会社クボタ	EP8D-F-GS	3
田植機	株式会社クボタ	EP8D-Q2R	1
田植機	ヤンマー株式会社	YR8DXGU-ZFST	1
田植機	ヤンマー株式会社	YR8DXU-STGF	1
田植機	井関農機株式会社	NP80DHULF	1
育苗用播種機（電動式）	株式会社スズテック	THK4009BM	2
育苗用播種機（電動式）	株式会社スズテック	THK6009B	2
育苗用催芽機（器）	株式会社タイガーカワシマ	AQ-1000	2
湛水直播用粉衣・調整関連機器	株式会社啓文社	KC300	1
湛水直播用粉衣・調整関連機器	株式会社クボタ	TC40	2
畝立マルチャー（アタッチメント）	株式会社クボタ	RT-417	1
ロータリーカルチベーター（アタッチメント）	松山株式会社	RK320	1
法面草刈機（アタッチメント）	松山株式会社	TDC1600C	1
法面草刈機（アタッチメント）	松山株式会社	TDM1600C	1
法面草刈機（アタッチメント）	株式会社タカキタ	ZMTE1800	2
法面草刈機（アタッチメント）	株式会社タカキタ	ZMTE1800H	1
法面草刈機（アタッチメント）	株式会社タカキタ	ZMTE2000	1

機 種	型 式 等		数量
法面草刈機 (アタッチメント)	日本ニューホランド株式会社	SUPERMASTER180	1
法面草刈機 (アタッチメント)	株式会社タカキタ	T430EX	2
動力噴霧機(定置式)	株式会社丸山製作所	MS415R4CF-RV(8.5)	1
動力噴霧機 (自走式、装着式)	株式会社丸山製作所	BSA-650CE-3	1
動力噴霧機(自走式)	株式会社丸山製作所	BSA-650CEG6-3	2
ハイベラー (アタッチメント)	株式会社タカキタ	VC1182WXB	1
ベールラッパー (アタッチメント)	株式会社タカキタ	WM1271A	1
玉ねぎ収穫機	株式会社クボタ	KOP-1000	1
玉ねぎ収穫機	株式会社クボタ	OH-4MSR	1
玉ねぎ仕上げ機	株式会社クボタ	KB-10-7BGD2	1
玉ねぎ乾燥機	大紀産業株式会社	TZ-40000(被覆材含む)	1
フロントローダー (アタッチメント)	株式会社クボタ	SRLH70-PSL	1
汎用トレーラー (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	TMT5020S	1
散水機一式(スプリンク ラー(可搬式))	株式会社工進	SERH-50V	1
芝切機	株式会社エムテック	MSC-500A	1
選果機	シブヤ精機株式会社	ローラーコンベヤー 400 型	1
合 計			114